

会議概要

1 会議名	令和7年度 第3回 笠間市子ども・子育て会議
2 開催日時	令和7年11月26日(水)午前10時~
3 開催場所	市民センターいわま 2階会議室
4 出席者	笠間市子ども・子育て会議委員15名(欠席5名)、事務局
5 会議資料	<ul style="list-style-type: none">・会議次第・資料1 笠間市こども計画(素案)・資料2 笠間市乳児等通園支援事業の認可について
6 会議の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 委嘱状交付式<ul style="list-style-type: none">(1)委嘱状交付(2)市長あいさつ(3)会長及び副会長選出3. 議事<ul style="list-style-type: none">(1)笠間市こども計画の素案について(2)笠間市乳児等通園支援事業の認可について(3)その他4. 閉会

<議事>

(1) 笠間市こども計画の素案について

【第1章～第3章 資料1に沿って事務局より説明】

◆第1章 計画の基本事項

○本計画は以下の計画を包含した総合的な計画である。

- ・子ども・若者計画
- ・笠間市子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・子どもの貧困解消対策計画

○計画の対象となるこどもとは、未成年までとするのではなく、心身の発達の過程にあるものとし、おおむね30歳未満、施策によっては40歳未満が対象となる。若者は、独身の若者に限定するものではなく、子育て中の方も若者となる。

○子どもの表記については、主にひらがなの「こども」を使用するが、法律で定められたものや事業名は、漢字の「子」を使用する。

○本計画の終期は、笠間市子ども・子育て支援事業計画とあわせ、期間を4年間(令和8年度から令和11年度まで)の計画とする。次期計画は令和12年度からとし、笠間市こども計画と子ども・子育て支援事業計画を含めた一つの計画として策定する。

○計画期間の図は、前回の会議で分かりにくいとのご意見から修正を加えた。

◆第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

○今年度実施したアンケート調査やヒアリング等から、笠間市のことども子育て世代を取り巻く課題を導き、課題に対応していくための計画としており、その調査結果と課題を掲載している。

◆第3章 計画の基本方針

○前回の会議でいただいたご意見をもとに、基本理念は「こども・若者が夢と希望を持ち、自分らしく成長し、未来を切り拓くまち かさま」とした。

○こどもや若者が権利の主体であるという認識で以下の四つの基本視点を設定した。

- ・こどもの意見を聴き、社会参画を後押しする視点(こども)
- ・こどもの育ちを伸ばす支援の視点(こども)
- ・子育てを支える視点(子育て世代)
- ・こどもと子育て家庭を地域で応援する視点(こどもまんなかまちづくり)

○第2章の課題を基に、以下の5つの基本目標を設定した。29頁には、各基本目標がどの計画分野ものかを示した図を掲載。

- ・こどもが学び成長を実感できる取組の推進
- ・支援や関わりが必要なこども・家庭の支援
- ・すべてのこどもの健やかな育成支援
- ・こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援
- ・地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり

○30頁の図は、ライフステージを通した支援とライフステージ別の支援があり、切れ目ない支援を示している。

意見・質問等(委員)	回答(事務局)
・子育て中の親も若者として、支援対象であるというところが、新しい考え方である。	

【第4章 資料1に沿って事務局より説明】

◆第4章 計画の内容

○本章では、基本目標1から5までのそれぞれの目標に対して以下の小項目を設定し、そこにぶら下がっている各取組(事業)を一覧とした章である。

基本目標1

- (1) 子どもの権利を守る取組と子どもに寄り添う支援の推進
- (2) 子どもの学びと体験の機会の充実
- (3) 子どもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進

基本目標2

- (1) 支援が必要な子どもと子育て家庭の支援
- (2) 子どもの生活支援の推進
- (3) 児童虐待防止対策・社会的養護の推進
- (4) 地域で孤立し困難を抱える子どもの支援

基本目標3

- (1) 妊娠・出産の切れ目ない支援体制の強化
- (2) 乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進
- (4) すべての人が子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

基本目標4

- (1) 子育て支援体制の充実
- (2) 子育て費用の負担軽減

基本目標5

- (1) 地域での見守りと声かけネットワークづくり
- (2) 安心して暮らせる環境づくり
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

意見・質問等(委員)	回答(事務局)
<p>・学校生活での課題を抱える子どもの支援(52頁)のところで、これまで、学校と福祉がそれぞれの視点で動いてきたが、福祉と教育の融合が重要であり、非常に大きな課題となっていると感じている。スクールソーシャルワーカーの配置について詳しくお聞きしたい。</p>	<p>・スクールソーシャルワーカーは子ども育成支援センターに4名おり、市内小・中学校の巡回をしている。家庭的に支援が必要であったり、子どもに何らかの特性があり支援が困難な子どもの相談や保護者の相談に乗っている。</p> <p>・福祉と教育の融合としては、子ども政策課からはじめ対策委員会や不登校対策の委員会</p>

意見・質問等(委員)	回答(事務局)
<p>・計画にたくさんの政策が掲載されているが、聞いたことがある政策はそんなにない。ホームページに掲載されているようだが、見る機会が全然ない。発信の方法などわかりやすい何かがあればと感じた。たくさんの素敵な支援があるのにもったいない。</p>	<p>へ出席しているほか、毎月スクールソーシャルワーカーと虐待や家庭の問題を対応している相談員とミーティングを開催して、情報共有であったり支援のあり方を検討している。</p> <p>・情報を必要な方に届けることについて、不十分であると認識していたため、今年度、子育て支援アプリを導入した。お子さんの生年月日を登録していただくことで、年齢にあわせた情報やイベントを発信できるようになった。今後はアプリを積極的に活用していきたいと考えている。</p>

【第7章 資料1に沿って事務局より説明】

※第5章「第3期笠間市子ども子育て支援事業計画」と第6章「こども貧困解消計画」は、子ども・子育て会議に諮り昨年度策定しているため、再検討はしない。

◆第7章 計画の進捗管理

○以下の3つの成果指標を設定し、計画期間が終わる令和11年度に達成度を図る。

- ・「子どもの権利」を知っているこども 【増加を目指す】
- ・だれにも相談できないこども(だれにも相談できない。相談したくない) 【減少を目指す】
- ・笠間市は子育てしやすいまちだと思う保護者 【増加を目指す】

○取り組みの状況や現状を把握するため17個の指標を設定しているが、今後修正する可能性がある。

○指標は毎年確認して推移を見ていくが、指標によっては毎年確認できないものもある。

意見・質問等(委員)	回答(事務局)
意見なし	

(2) 笠間市乳児等通園支援事業の認可について

【資料 2 に沿って事務局より説明】

○乳児等通園支援事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で国によって創設され、全ての自治体で実施し、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園制度である。

○一時預かり事業は保護者が病気などを理由に家庭での保育が困難になった場合、一時的に保育施設等に預けることに対して、乳児等通園支援事業は、子どもが定期的に保育所等に通い、年齢の近い子どもと関わることで、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて成長していくことを目的としている。

○認可をしようとするときは児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づいて、児童福祉に関わる方から意見を聴かなければならぬことから、本会議に諮るものである。

○令和 7 年 12 月から事業実施していただける民間の事業者を募集したところ、3 つの事業者から応募があった。9 月に制定した「笠間市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例」の基準を満たしていることを確認した。3 つの事業者を認可し利用する方の選択肢を増やして利便性の向上に繋げたいと考えている。

意見・質問等(委員)	回答(事務局)
意見なし	